



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第437号 令和4年3月18日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【条例】

番号	表題	担当課名
1	徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例	危機管理政策課
2	徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例	環境管理課
3	徳島県経営戦略関係手数料条例の一部を改正する条例	総務課
4	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	人事課
5	知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例	同
6	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	同
7	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	同
8	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	同
9	徳島県税条例等の一部を改正する条例	税務課
10	徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例	文化の森振興センター

【 条例 】

番 号	表 題	担当課名
1 1	東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課
1 2	徳島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	国保・自立支援課
1 3	徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例	商工政策課
1 4	徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例	農林水産政策課
1 5	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例	畜産振興課
1 6	徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例	県土整備政策課
1 7	徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例	教育委員会
1 8	徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例	同
1 9	徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	同
2 0	徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会
2 1	徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	同
2 2	徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	同

【公布された条例等のあらまし】

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第一号）

- 一 高圧ガス保安法施行令の規定に基づく製造保安責任者試験等の実施に係る手数料の額を改めることとした。
- 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査等に係る手数料の額を改めることとした。

三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例（条例第二号）

- 一 ばい煙発生施設に該当するボイラーの規模要件について、伝熱面積に関する基準から燃料の燃焼能力に関する基準に改めることとした。
- 二 この条例は、令和四年十月一日から施行することとした。
- 三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

徳島県経営戦略関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三号）

一 行政書士試験の施行に係る手数料の額を改めることとした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

職員給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四号）

一 職員の給与に関する条例の一部改正

期末手当について、支給割合を百分の百二十（特定幹部職員にあつては、百分の百）とすることとし、また、再任用職員の期末手当について、支給割合を百分の六十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五）とすることとした。

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当について、支給割合を百分の百六十二・五とすることとした。

三 その他

1 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

2 令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置を定めることとした。  
知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第五号）

一 期末手当について、支給割合を百分の百六十二・五とすることとした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

三 令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置を定めることとした。  
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第六号）

一 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち在職期間の要件を廃止することとした。

二 任命権者は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じなければならぬこととした。

三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七号）

一 町が処理しているマンションの建替え等の円滑化に関する法律の事務の範囲を改めることとした。

二 租税特別措置法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、三については、公布の日から施行することとした。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第八号）

一 期末手当について、支給割合を百分の百二十五とすることとした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県税条例等の一部を改正する条例（条例第九号）

一 ガス供給業のうち導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外の事業に対する法人の事業税の額について、他の一般の事業と同様とすることとした。

二 ガス供給業のうち特定ガス供給業に対する法人の事業税の額について、次に掲げる金額の合計額とすることとした。

1 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額

2 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額

3 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

三 資本金の額又は出資金の額が一億円を超える普通法人に対する法人の事業税の所得割について、年八百万円以下の所得に係る軽減税率を廃止することとした。

四 その他所要の改正を行うこととした。

五 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、四の一部については、公布の日から施行することとした。

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例（条例第十号）

一 情報通信技術を活用した集会等のための用具（以下「用具」という。）を新たに県民の利用に供することとした。

二 用具の利用の手續を定めるとともに、当該用具の使用料の額は、規則で定めることとした。

三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例の一部を改正する条例（条例第十一号）

一 東京オリンピック・パラリンピックの開催に係る本県への選手等の受入れに際しての新型コロナウイルス感染症への対策に関する事業が終了したことに伴う所要の整理を行うこととした。

二 題名を「徳島県スポーツ・文化未来創生基金条例」に改めることとした。

三 徳島県スポーツ・文化未来創生基金について、県民のスポーツ及び文化に対する関心を高め、これらの活動に参加する社会的機運を醸成するとともに、東京オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の成果を継承し、本県のスポーツ及び文化を振興することにより、活力ある徳島の未来を創生する事業に要する経費に充てることとした。

四 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第十二号）

- 一 徳島県国民健康保険財政安定化基金について、国民健康保険の安定的な財政運営の確保に要する額を徳島県国民健康保険事業特別会計に繰り入れる場合に処分することができることとした。
- 二 国民健康保険法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、二の一部については、公布の日から施行することとした。
- 徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十三号）
  - 一 電気工事士免状の書換えに係る手数料の額を改めることとした。
  - 二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。
- 徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十四号）
  - 一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律等の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。
    - 1 畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査
    - 2 畜舎建築利用計画の認定等に関する証明書の交付
    - 3 認定畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査
    - 4 認定畜舎等の仮使用の認定の申請に対する審査
    - 5 認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可の申請に対する審査
    - 6 認定計画実施者である法人の合併の認可の申請に対する審査
    - 7 認定計画実施者である法人の分割の認可の申請に対する審査
    - 8 畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限を適用しないこととするための認定の申請に対する審査
  - 二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。
    - 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（条例第十五号）
      - 一 崖の上端面の位置若しくは下端面の位置又は崖に畜舎等の建築等をする場合における畜舎等の敷地及び構造に関する制限を定めることとした。
      - 二 都市計画区域（市街化区域及び用途地域を除く。）内に畜舎等の建築等をする場合における畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限を定めることとした。
    - 三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。
  - 徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十六号）
    - 一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。
      - 1 マンションの管理に関する計画の認定の申請に対する審査
      - 2 マンションの管理に関する計画の認定の更新の申請に対する審査
      - 3 マンションの管理に関する計画の変更の認定の申請に対する審査
    - 二 宅地建物取引業法の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施に係る手数料を改めることとした。
  - 三 租税特別措置法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
  - 四 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第十七号）

  - 一 県立学校の職員の定数を二千六百七人に、県費負担教職員の定数を四千七百六十人

に改めることとした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第十八号）

一 学校職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第十九号）

一 会計年度任用学校職員の期末手当について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の期末手当改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十号）

一 警察職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）

一 会計年度任用警察職員の期末手当について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の期末手当改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）

一 銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の書換えに係る手数料の額を改めることとした。

二 運転技能検査等に係る手数料を定めることとした。

三 認知機能検査等に係る手数料の額を改めることとした。

四 チャレンジ講習等に係る手数料を廃止することとした。

五 若年運転者講習に係る手数料は、指定講習機関に納付しなければならないこととした。

六 その他所要の整理を行うこととした。

七 この条例は、令和四年五月十三日から施行することとした。ただし、六の一部については公布の日から、一については令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第一号

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理環境関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十四の項のイ中「九千三百円」を「一万千六百円」に改め、同項のロ中「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同項のハ及びニ中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千円」に改め、同項のホ中「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同表の五十五の項のイ中「七千九百元」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に改め、同項のロ中「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改め、同表の七十一の項のハ中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同表の七十三の項中「一万七千円」を「一万五千円」に改め、同表の八十四の項中「二万千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改める。

## 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第二号

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「いおう化合物」を「硫黄化合物」に、「大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年<sup>厚生省通商産業省</sup>令第一号）第二条で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル以上一〇平方メートル」を「燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二五リットル以上五〇リットル」に改める。

別表第十二の備考2の三中「大気汚染防止法施行規則」の下に「（昭和四十六年<sup>厚生省通商産業省</sup>令第一号）を加える。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置又は設置の工事がされている改正後の徳島県生活環境保全条例（以下「改正後の条例」という。）別表第二の一の項の要件に該当するボイラーのうち、大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年<sup>厚生省通商産業省</sup>令第一号）第二条で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が五平方メートル未満のもの（以下「既設小型ボイラー」という。）については、改正後の条例第六条第一項第一号及び第二号の規定は、当分の間、適用しない。



- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に既設小型ボイラーにおいて発生するばい煙を大気中に排出する者については、改正後の条例第十七条の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 施行日以後に既設小型ボイラーの伝熱面積が構造等の変更により五平方メートル以上となった場合は、前二項の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現にされている大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出（改正後の条例別表第二の一の項の要件に該当するボイラーに係るものに限る。）及び当該届出を行った者は、改正後の条例第九条第一項の規定による届出及び当該届出を行った者とみなす。
- 6 前項の場合において、改正後の条例第十五条第二項（改正後の条例第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

徳島県経営戦略関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事  
飯泉嘉門

### 徳島県条例第三号

徳島県経営戦略関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県経営戦略関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の一の項中「七千円」を「一万四百円」に改める。

#### 附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県条例第四号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

**第一条** 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第二条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和四年六月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十一条第二項(同条第三項又は第二条の規定による改正

後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第十一条第四項から第六項まで(職員の育児休業等に関する条例(平成四年徳島県条例第六号)第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第十二条第一項、第二項、第四項若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年徳島県条例第五号)第四条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年徳島県条例第四十五号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日(同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 百二十七・五分の十五(給与条例第十一条第二項に規定する特定幹部職員(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、百七・五分の十五)

二 給与条例第十一条第三項に規定する再任用職員 七十二・五分の十(特定幹部職員にあつては、六十二・五分の十)

三 第二条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第六条第二項の規定の適用を受ける職員 百六十七・五分の十

3 令和三年十二月に徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)の規定に基づき期末手当を支給された者その他の人事委員会規則で定める者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日(同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。

(人事委員会への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県条例第五号

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。  
第七条ただし書中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和四年六月の知事等（知事等の給与に関する条例第一条に規定する知事等をいう。）の期末手当の支給についての改正後の同条例第七条の規定の適用については、同条ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「し、同条第五項」とあるのは「、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四号）附則第二項第一号中「百二十七・五分の十五」とあるのは「百六十七・五分の十」と、同条例附則第三項中「徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）」とあるのは「給与条例」とし、同条第五項並びに同条例附則第三項及び同項の規定により読み替えられた同条例附則第二項」とする。

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第六号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)を同号イ(2)とする。

第二十一条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第二十五条を第二十七条とし、第二十四条の次に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

**第二十五条** 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

**第二十六条** 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する育児休業に係る研修の実施

二 育児休業に関する相談体制の整備

三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

**附則**

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第七号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号13を削り、同条第二項の表十二の項1中「公告又は」を削り、同表七十二の項5を削り、同項6中「5まで」を「4まで」に改め、同6を同項5とし、同表七十六の項2中「並びに」を「及び」に、「及び」を「又は」に改め、同項4中「第二十四条第三項第三号」の下に「法第七十五条第三項において準用する場合を含む。」を加え、「同条第三項において準用する場合を含む。」を加え、同項5中「第二十五条第一項」の下に「法第七十五条第三項において準用する場合を含む。」を加え、「同条第二項」を「法第二十五条第二項（法第七十五条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同項8中「第四十一条の二第三項」の下に「法第八十七条において準用する場合を含む。」を加え、「同条第四項」を「法第四十一条の二第四項（法第八十七条において準用する場合を含む。）」に改め、同項9中「第四十二条」の下に「法第八十七条において準用する場合を含む。」を加え、同項に次のように加える。

21 法第六十八条第一項の規定による組合の設立の認可

22 法第七十条第一項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧の指示（法第七十条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）、同条第二項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理（法第七十条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）及び同条第三項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の修正の命令又は意見書を提出した者への通知（法第七十条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）

23 法第七十三条第一項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可の公告及び分割実施敷地に係る団地の名称等を表示する図書の送付

24 法第八十三条第一項の規定による定款又は事業計画の変更の認可



- 25 法第百八十六条第四項の規定による組合の解散の認可及び同条第五項の規定による組合の設立の認可の取消し又は組合の解散の認可の公告
- 26 法第百九十条第一項後段（法第百九十七条において準用する場合を含む。）の規定による敷地権利変換計画の認可
- 27 法第百二十三条第二項の規定による措置命令
- 28 法第百二十四条第一項又は第二項の規定による組合の事業等の状況の検査、同条第三項の規定による組合のした処分取消し等の命令、同条第四項の規定による組合の設立の認可の取消し、同条第五項の規定による総会等の招集、同条第六項の規定による理事等の解任の投票の実施及び同条第七項の規定による議決等の取消し

第二条第二項の表八十の項19を削る。

#### 附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五号並びに同条第二項の表十二の項及び八十の項の改正規定は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第八号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。  
第九条第五項中「この場合において」を「ただし、同条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百二十五」とし」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。  
（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和三年十二月に職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の任命権者が定める者の令和四年六月の期末手当の支給についての改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第九条第五項（新条例第十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、同項中「に係る」とあるのは「及び職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四号）附則第三項に係る」と、同項ただし書中「「百分の百二十五」とあるのは「百分の百二十五」と、同条例附則第二項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは「給与条例の適用を受ける者その他の任命権者が定める者との権衡を考慮して任命権者が定める」とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける者以外の者の令和四年六月の期末手当の支給についての新条例第九条第五項の規定の適用については、同項中「に係る」とあるのは、「並びに職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四号）附則第二

項及び第三項に係る」とする。

(任命権者への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

徳島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第九号

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

**第一条** 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十七第一項中「ガス供給業」の下に「のうち導管ガス供給業」を加え、「ガス供給業を」を「導管ガス供給業を」に、「、保険業及び」を「及び特定ガス供給業(同項第四号に規定する特定ガス供給業をいう。以下同じ)」、保険業並びに」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハを次のように改める。

ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額

第二十条の十七第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第四項中「もの」の下に「(法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
  - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
  - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額
- 第二十条の十八第二項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同項に次の一号を加える。

#### 四 特定ガス供給業

第二十条の二十四の二中「第七十三条の十四第十一項から第十三項まで」を「第七十三条の十四第十二項から第十四項まで」に改める。

附則第十七項中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

附則第十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第四十一項中「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める。

(徳島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第二条** 徳島県税条例の一部を改正する条例(令和二年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち徳島県税条例第二十条の十五の改正規定中「同条第六十三項」を「同条第六十五項」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例第二十条の十七及び第二十条の十八第二項並びに附則第十七項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(規則への委任)

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第十号

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例

徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表に次のように加える。

図書館 博物館 美術館 二十一世紀館	情報通信技術を活用した集会等のための用具
-----------------------------	----------------------

別表第二中「照明等」の下に「及び情報通信技術を活用した集会等」を、「又は夜間」の下に「（集会室一、集会室二、博物館講座室及び美術館講座室にあつては、午前又は午後）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（徳島県都市公園条例の一部改正）

2 徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 徳島県文化の森総合公園の項中「徳島県立博物館」を「徳島県立図書館 徳島県立博物館」に、「照明等」を「照明等及び情報通信技術を活用し

た集会等」に改める。

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県条例第十一号

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例の一部を改正する条例

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例（平成三十年徳島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

徳島県スポーツ・文化未来創生基金条例

第一条を次のように改める。

（設置）

**第一条** 県民のスポーツ及び文化に対する関心を高め、これらの活動に参加する社会的機運を醸成するとともに、東京オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の成果を継承し、本県のスポーツ及び文化を振興することにより、活力ある徳島の未来を創生する事業に要する経費に充てるため、徳島県スポーツ・文化未来創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正前の東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金条例による東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金は、改正後の徳島県スポーツ・文化未来創生基金条例による徳島県スポーツ・文化未来創生基金とみなす。



徳島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事  
飯泉嘉門

## 徳島県条例第十二号

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

徳島県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年徳島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

第七条中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第四項」に改める。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

### 附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事  
飯泉嘉門

### 徳島県条例第十三号

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の五の項中「二千百円」を「二千七百円」に改める。

#### 附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県条例第十四号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の三十二の五の項の次に次のように加える。

三十二の六 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査

イ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第三項第四号の規定に適合することについての審査  
畜舎等（床面積が三千平方メートルを超えるものに限る。）の床面積の合計が一万平方メートル以下のときは十四万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十四万円、五万平方メートルを超えるときは四十六万円

ロ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第三項第五号の規定に適合することについての審査

三十二の七 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第一項の規定による畜舎建築利用計画の認定に関する証明書の交付

三十二の八 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第四条第一項の規定に基づく認定畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査

七千円

四百十円

イ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第四条第三項において準用する同法第三条第三項第四号の規定に適合することについての審査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、(1)により算定した額と(2)により算定した額との合計額）

(1) 認定畜舎等（認定畜舎建築利用計画の変更後の床面積が三千平方メートルを超えるものに限る。以下この項において同じ。）の建築等をする場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計が三十平方メートル以下のときは五千円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下るときは九千円、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のときは一万四千円、二百平方メートルを超

え五百平方メートル以下のときは  
一万九千円、五百平方メートルを  
超え千平方メートル以下のときは  
三万四千円、千平方メートルを超  
え三千平方メートル以下のときは  
四万八千円、三千平方メートルを  
超え一万平方メートル以下のとき  
は十四万円、一万平方メートルを  
超え五万平方メートル以下のとき  
は二十四万円、五万平方メートル  
を超えるときは四十六万円（当該  
計画の変更前の床面積が三千平方  
メートル以下の認定畜舎等の建築  
等をする場合は、それぞれの額に  
十四万円を加算した額）

(2) 認定畜舎等の移転又は修繕をす  
る場合は、認定畜舎建築利用計画  
の変更に係る部分の床面積の二分  
の一を(1)に定める床面積の二分  
の一とみなして(1)により算定した額  
ロ 畜舎等の建築等及び利用の特例に  
関する法律第四条第三項において準  
用する同法第三条第三項第五号の規  
定に適合することについての審査

七千円

四百十円

更の認定に関する証明書の交付	
三十二の十 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第六条第一項の規定による工事完了の届出に関する証明書の交付	四百十円
三十二の十一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第六条第二項ただし書の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	十二万円
三十二の十二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第一項の規定に基づく認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可の申請に対する審査	七千円
三十二の十三 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第二項の規定に基づく認定計画実施者である法人の合併の認可の申請に対する審査	七千円
三十二の十四 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第三項の規定に基づく認定計画実施者である法人の分割の認可の申請に対する審査	七千円
三十二の十五 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年 <small>農林水産省 国土交通省</small> 令第六号）第四十八 条第二項の規定に基づく畜舎等の認定の申請に対する審査	二万七千円

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第十五号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(気候又は風土の特殊性による制限の付加)

**第二条** 勾配が三十度以上の傾斜地であつてその高さが三メートル以上のもの（以下単に「崖」という。）の上端に続く地盤面において崖の下端からの水平距離が崖の高さの一・七五倍以内の位置（以下「上端面の位置」という。）に畜舎等の建築等をする場合、崖の下端に続く地盤面において崖の上端からの水平距離が崖の高さの一・七五倍以内の位置（以下「下端面の位置」という。）に畜舎等の建築等をする場合及び崖に畜舎等の建築等をする場合には、崖の形状又は土質に応じて、崖に擁壁を設けなければならない。ただし、上端面の位置若しくは崖に畜舎等の建築等をする場合において、当該畜舎等の基礎が崖に影響を及ぼさないとき、又は下端面の位置に畜舎等の建築等をする場合において、当該畜舎等のうち崖崩れによる被害を受けるおそれのある主要構造部を鉄筋コンクリート造としたとき若しくは崖と当該畜舎等との間に適当な流土留めを設けたときは、この限りでない。

2 上端面の位置に畜舎等の建築等をする場合には、崖の上端に沿つて排水溝を設ける等、崖への流水又は浸水を防止するための安全上適当な措置を講じなければならない。

(敷地と道路との関係に関する制限の付加)

**第三条** 都市計画区域（法第三条第三項第一号に規定する市街化区域及び用途地域を除く。）内における床面積（同一敷地内に二以上の畜舎等がある場合にあ

つては、その床面積の合計）が千平方メートルを超える畜舎等の敷地は、道路（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省国土交通省令第六号）第四十八条第一項の道路をいう。）に四メートル以上接していなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する畜舎等その他これと同様の状況にある畜舎等で知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。



徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第十六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の三十三の十六の項の次に次のように加える。

三十三の十七 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の三第一項の規定に基づくマンションの管理に関する計画（三十三の十八の項及び三十三の十九の項において「管理計画」という。）の認定の申請に対する審査	1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の四各号に掲げる基準（県マンション管理適正化指針に係る基準を除く。）について同法第三十六条第一項に規定する指定登録機関がその適合を証する書類（三十三の十八の項において「適合証」という。）の添付がある場合 三千八百円
三十三の十八 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の六第二項において準用する同法第五条の三第一項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	2 その他の場合 二万六千円
三十三の十九 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の七第一項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	1 更新後の管理計画に係る適合証の添付がある場合 三千八百円 2 その他の場合 二万六千円

別表第一の三十四の項中「、第六十三条第三項第五号イ若しくは第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「若しくは第六十三条第三項第五号イ」に改め、同表の三十五の項中「、第六十三条第三項第六号若しくは第六十八条の六十九第三項第六号」を「若しくは第六十三条第三項第六号」に改め、同表の九十三の項中「七千円」を「八千二百円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事  
飯泉嘉門

## 徳島県条例第十七号

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、六〇八人」を「二、六〇七人」に改め、同表県費負担教職員の項中「四、七九六人」を「四、七六〇人」に改める。

## 附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯泉嘉門

## 徳島県条例第十八号

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。  
第十五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に改める。

### 附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和四年六月に支給する期末手当の額は、改正後の徳島県学校職員給与条例第十五条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び徳島県学校職員給与条例第十五条第四項から第六項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第十六条第一項、第二項、第四項若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第五号）第四条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる学校職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 百二十七・五分の十五

二 徳島県学校職員給与条例第五条第十一項に規定する再任用学校職員 七十二・五分の十

3 令和三年十二月に職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の人事委員会規則で定める者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる学校職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。  
（人事委員会への委任）

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第十九号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。  
第十条第五項中「この場合において」を「ただし、同条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百二十五」とし」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。  
（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和三年十二月に徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の徳島県教育委員会が定める者の令和四年六月の期末手当の支給についての改正後の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第十条第五項（新条例第十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、同項中「に係る」とあるのは「及び徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第十八号）附則第三項に係る」と、同項ただし書中「、「百分の百二十五」とあるのは「「百分の百二十五」と、同条例附則第二項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる学校職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは「徳島県学校職員給与条例の適用を受ける者その他の徳島県教育委員会が定める者との権衡を考慮して徳島県教育委員会が定める」とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける者以外の者の令和四年六月の期末手当の支給についての新条例第十条第五項の規定の適用については、同項中「に係る」とあるのは、「並びに徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第十八号）附則第二項及び第三項に係る」とする。

(徳島県教育委員会への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、徳島県教育委員会が定める。

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県条例第二十号

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

**第一条** 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第二条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)



2 令和四年六月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の徳島県地方警察職員の給与に関する条例第十八条第二項（同条第三項又は第二条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十八条第四項から第六項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十九条第一項、第二項、第四項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる警察職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 次号及び第三号に掲げる警察職員以外の警察職員 百二十七・五分の十五（給与条例第十八条第二項に規定する特定幹部警察職員（以下「特定幹部警察職員」という。）にあつては、百七・五分の十五）

二 給与条例第五条第十一項に規定する再任用警察職員 七十二・五分の十（特定幹部警察職員にあつては、六十二・五分の十）

三 第二条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第六条第三項の規定の適用を受ける警察職員 百六十七・五分の十

3 令和三年十二月に職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の人事委員会規則で定める者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる警察職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。

（人事委員会への委任）

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第二十一号

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「この場合において」を「ただし、同条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百二十五」とし」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和三年十二月に徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の任命権者が定める者の令和四年六月の期末手当の支給についての改正後の徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第九条第五項（新条例第十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、同項中「に係る」とあるのは「及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第二十号）附則第三項に係る」と、同項ただし書中「、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百二十五」と、同条例附則第二項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる警察職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは「給与条例の適用を受ける者その他の任命権者が定める者との権衡を考慮して任命権者が定める」とする。

3 前項の規定の適用を受ける者以外の者の令和四年六月の期末手当の支給についての新条例第九条第五項の規定の適用については、同項中「に係る」とあるのは、「並びに徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第二

十号) 附則第二項及び第三項に係る」とする。

(任命権者への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第二十二号

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十五の項中「千八百円」を「千六百元」に改め、同表の五十五の項の1の(二)中「道路交通法施行令」の下に「(昭和三十五年政令第二百七十号)」を加え、同表の五十九の項中「、第一百一条の二第二項又は第一百一条の二第二項」を「又は第一百一条の二第二項」に改め、同表の五十九の二の項中「第一百一条の二の二」を「第一百一条の二第二項」に改め、同表の五十九の四の項中「の規定」を「若しくは口、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第一項の規定に、「七百五十円」を「千五十円」に改め、同表の五十九の五の項中「の規定に基づく」を「若しくは口、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第一項の規定に基づく」に、「千四百円」を「千四百五十円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同項を同表の五十九の六の項とし、同表の五十九の四の項の次に次のように加える。

五十九の五 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハ又は第一百一条の四第三項の規定  
に基づく運転技能検査 三千五百五十円

別表第一の六十の項中「の規定」を「又は第九十一条の二第二項の規定」に改め、同表の七十六の項の3中「(昭和三十五年政令第二百七十号)」を削り、同表の七十七の項の1及び2を次のように改める。

1 道路交通法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下この項及び八十の項において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習 六千四百五十円

2 普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 二千九百円

別表第一の七十七の項の3から6までを削り、同表の七十八の二の項中「二千円」を「二千二百五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

七十八の三 道路交通法第百八条の二第一項第十五号の規定に基づく講習

講習一時間について二千円

別表第一の七十九の項中「又は第十三号」を「第十三号又は第十四号」に改め、同表の七十九の二の項を削り、同表の八十の項を次のように改める。

八十 道路交通法第百八条の二第二項の規定に基づく講習

1 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習

(一) 普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習 六千四百五十円

(二) 普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 二千九百円

2 道路交通法第九十七条の二第一項第三号ホの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習 千三百五十円

別表第一の八十の二の項を削る。

別表第二の二の項中「及び七十五の項」を、「七十五の項及び七十八の二の項」に改める。

## 附 則

1 この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一の五十五の項、五十九の項、五十九の二の項及び七十六の項の改正規定 公布の日

二 別表第一の四十五の項の改正規定 令和四年四月一日

2 道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）附則第四条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる者に対する改正

後の別表第一の五十九の四の項の規定の適用については、同項中「道路交通法」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）

附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の道路交通法」と、「ロ、」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律

附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の道路交通法」と、「又は」とあるのは「又は道路交通法」とする。

3 道路交通法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる者に対する改正後の別表第一の七十七の項の規定の適用

については、同項の1中「者（同法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）」とあ

るのは「者」と、同項の2中「普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第一百一条の四

第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは」とあるのは「第一種運転免許又は」とする。